

# 誰が世話をする この空き家



テレビや新聞などで報道され、急速に関心が高まっている空き家問題。これまで積極的に関わってこなかった「空き家」という存在に、あなたは無関係のまま暮らしていくのでしょうか。空き家にどう向き合うべきか、今こそ一人ひとりが考えてみましょう。

問い合わせ 都市建設課へ

ではなぜ空き家は問題視さ  
空き家が地域に及ぼす影響

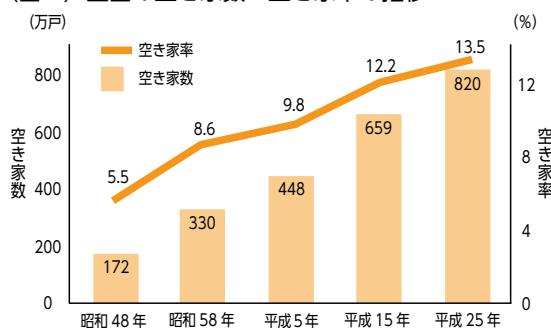
町では、平成23年度に町内全域の戸建て住宅の空き家実態調査を行いました。その結果、確認された空き家の数は41件。空き家所有者に同時に行ったアンケートでは、約7割の人が居住者の高齢化による死亡や入院、施設への入所などが原因で空き家になったと答えました。特に昭和40年代に開発された地域の空き家が目立っています。

## 町内の空き家の状況

総務省が行っている住宅・土地統計調査によると、全国の空き家の数は(図1)のとおり年々増え続けています。平成25年度には、過去最高の820戸になりました。こうした状況を受け、国は平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」を全面施行。福岡県では、すべての市町村と関係団体で構成する連絡協議会が設立され、さらなる対策の検討が始まっています。

## 全国的な空き家の現状

(図1) 全国の空き家数・空き家率の推移



れているのか。国土交通省の調査の結果、空き家を放置すると「防災」「防犯」「環境衛生」「風景・景観」「地域活性化」の5つの面で問題が起きるといわれています(図2)。町に寄せられる相談も、空き家の屋根や外壁の落下、飛散が心配という内容がほとんどです。空き家の屋根などの落下や飛散は、通行人や隣家に危害を加え、多額の損害賠償を負うことにもなります。隣近所の迷惑にならないように、正しい知識を身につけ、空き家を管理することが必要です。



## (図2) 空き家が地域に及ぼす影響

(出典:福岡県空家対策連絡協議会「空家の適切な管理・活用について」)

### ・不審者などの侵入

放火などの火災や未成年の非行の温床などにつながる



### ・家などの倒壊

家の倒壊や倒木などで通行人や隣家に危害を加える



### ・環境の不衛生化

草木の放置や不法投棄されたごみなどで害虫や悪臭が発生する



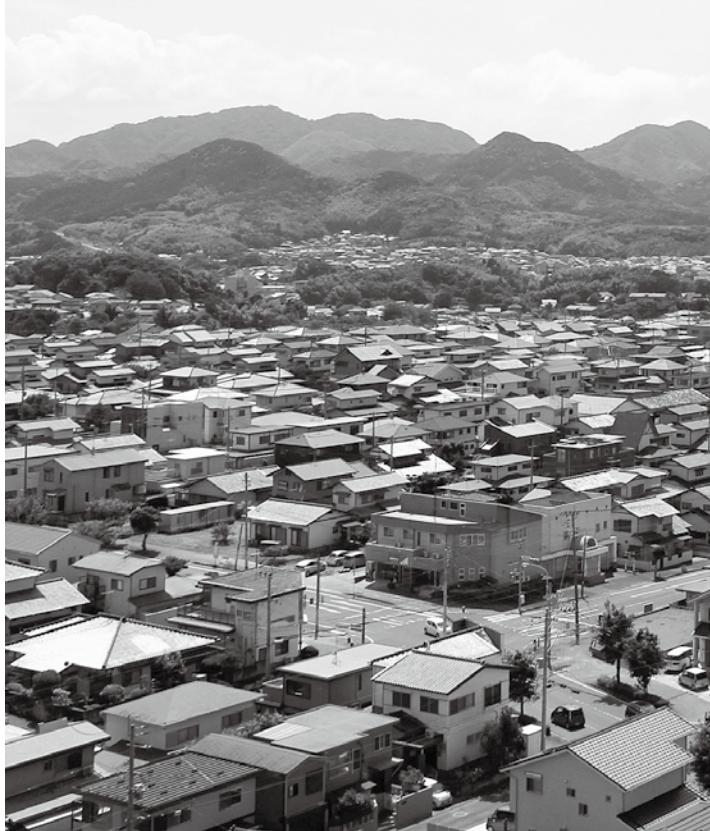
### ・瓦などの飛散

瓦などの建材の落下や飛散で隣家などに危害を加える



### ・景観への悪影響

周辺地域の景観を損ね、街なりの印象が悪くなる



エステートプロモーション  
北九州  
代表取締役 北島達夫さん  
(日本空き家管理協会会員・  
住宅流通促進協議会専任委員)

### 空き家の原因是“家財”

空き家所有者の話では、家財が残っているから空き家をそのままにしているという声をよく聞きます。このような空き家を処分・活用するためには、まず家の中のものを片付ける必要があります。しかし、片付けで出るごみの量は2tトラック3、4台分になることもあります。相続人が遠くに住んでいると、家財の片付けは金銭的・精神的負担がとても大きく、簡単には取り掛かれないようです。

### “知らなかった”も原因に

また、相続制度に関する誤解も空き家が増える原因の一つです。相続を

管理業者などに  
気軽に相談してください

放棄するための手続きが裁判所で行えるのは、所有者が亡くなってから3ヶ月間。この期間を知らないうちに過ぎる人がたくさんいます。また、手続きをしても正式な相続人が決まるまでは、相続に関わる全員に管理する義務があります。

### 放置空き家ゼロに向けて

日本空き家管理協会では「日本の放置空き家ゼロ」を目指して、所有者からの相談対応やセミナーなどに取り組んでいます。行政とも協力しながら空き家所有者の意識啓発を行い、管理業者に気軽に相談できる環境をつくりたいと思っています。



# 将来を見据えた 暮らしおこしをしよう

もし、あなたが管理すべき空き家が遠い場所にあつたら、十分な管理ができず、近所の人に迷惑をかけてしまうかもしません。そういうために、管理する手段を考えておきましょう。



## 近所の人との コミュニケーションを大切に

所有者や連絡先が分からぬ  
い空き家があると、周辺に住ん  
でいる人の不安は増すばかりで  
す。あなたの家が空き家になっ  
たときは、隣近所に連絡先を伝  
えておきましょう。また、空き  
家の管理の状況や今後の処分・

活用の予定などを伝えること  
で、トラブルの予防につながり  
ます。

## 空き家管理サービスなども 知つておきましょう

自分で空き家を管理すること  
が難しい人は、不動産業者など  
が行う空き家管理サービスを利  
用することもできます。各事業  
者でさまざまなサービス内容や  
料金設定がされています。気軽  
に相談してみてください。管理  
をしていくうちに、このまま維持  
するか、処分するかという決断  
を迫られると思いますが、その  
ときに管理サービス業者が相談  
に乗ってくれることもあります。  
まずは、こうしたサービスがあ  
ることを知つておきましょう。

## 隣近所と連絡が とれる体制が必要

「台風のときに屋根が飛んでくるの  
ではないか」「誰かが忍び込み、放火  
でもするのではないか」。近所の人か  
らは、こうした空き家の苦情が寄せ  
られます。これらを解決するためには、  
所有者と連絡を取る必要があります。

自治区内で空き家の所有者の連絡  
先が分からないときは、町に所有者  
を探してもらっています。町の交渉の  
おかげで解決したこともあります。し  
かし、一番大切なのは空き家の所有者  
が引っ越しときに、所有者と近所  
の人が連絡先をお互いに知っておくこ  
とだと思います。一人暮らしのお年寄  
りが亡くなつて空き家になると、隣近  
所に伝えられないままになることがあ  
りますが、初盆参りなどをきっかけに  
連絡先を交換できることもあります。

もしものときに支え合える関係を  
築いていきたいですね。

高陽区  
区長 中葉允雄さん





# 今後も効果的な取り組みを行います

町では、昭和40年代から団地造成がはじまり、それから約半世紀近くが経過しました。近年では、造成がはじまつた当時に建てられた住宅の老朽化や居住者の高齢化が進み、空き家の増加や地域活動の担い手不足などが問題となっています。

特に、管理が不十分な状態の空き家は、安全・安心なまちづくりを進めていくためには解決すべき問題です。空き家は個人の財産であり、所有者には管理責任があります。町は、十分な管理ができるいない空き家の所有者に、自らの責任で正しく管理してもらうように

助言・指導していきます。また、状態のよい空き家も多くあるため、現在行っている若い世代の空き家への定住を促す補助金事業や空き家バンク事業に、今後も引き続き取り組んでいきます。

空き家問題は、所有者と行政だけでなく、地域全体の問題にまで広がります。自治区長や民間事業者の協力もいただきながら、効果的な取り組みを行っていかたいと思います。



岡垣町長 宮内實生

## 空き家対策のための取り組みを紹介します

### 町の取り組み

#### ■空き家バンク

福岡県宅地建物取引業協会との協定に基づき、町公式ホームページで売買や賃貸が可能な空き家を紹介しています。空き家の処分を検討している人は気軽に相談してください。

#### ■中古住宅購入等補助金

子育て世帯や若い夫婦が中古住宅を購入するときに、補助金 20 万円（内浦・戸切校区は 30 万円）を交付します。若い世代を空き家に呼び込むことが地域の活性化にもつながります。

#### ■ふるさと納税返礼「空き家管理サービス」

平成 27 年 10 月から、ふるさと納税の返礼品として、空き家管理サービスを提供しています。管理の内容は部屋の換気や清掃、水道の通水・排水、外部状況の確認など。町内に空き家を所有している町外の知り合いなどにぜひ紹介してください。



### 民間企業の取り組み

#### ■住宅流通促進協議会

空き家の相続から管理まで、幅広い分野の相談を受け付けています。

問い合わせ 同協議会 ☎ 0120-912-865 へ

#### ■空き家解体ローン

福岡銀行と西日本シティ銀行で、空き家解体ローンの取り扱いが始まりました。詳しくは最寄りの支店に問い合わせてください。